



Q 4月から飲食店でアルバイトをしています。採用の時に店長から勤務シフトや給料の説明を口頭で受けました。

が、細かい内容まで覚えられませんでした。勤務条件を文書でもらえませんか。

A 労働基準法上、使用者は、労働契約の締結に際し、正社員、アルバイトの区別なく全労働条件を書面の交付により明示しなければならぬので、

アルバイトも労働条件は書面でもらえる？

ご相談のように労働条件の説明が口頭のみでしか示されなかったときは法違反となりますから、使用者に書面の交付を求められます。

また、労働条件は、以下の①～⑮の事項を明示しなければならぬとされています。①契約期間②契約更新の基準③勤務場所・勤務内容④始業・終業時刻、時間外・休日労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代勤務のルール⑤賃金（計算・支払い方法、締日・支払日、昇給）⑥退職・解雇⑦退職金⑧臨時に支払われる賃金、賞与等⑨労働者に負担させる食費・作業用品等⑩安全衛生⑪職業訓練⑫災害補償、業務外の傷病扶助⑬表彰・制裁⑭退職⑮昇給の有無⑯退職手当の有無⑰賞与の有無⑱相談窓口。

⑤の昇給並びに⑥～⑮の事項は定めのあるときに、⑮～⑱の事項はアルバイト、契約社員のとくに明示します。

なお、労働条件の明示は、労働者が希望した場合、書面の交付に替えてFAX、電子メール等の送信でも可能です。

労働条件が書面で交付されない、明示された事項が足りないときは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

鳥取労働局労働基準部監督課

電話 0857 (29) 1703

